

議案第 79 号

飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

コミュニティー施設の廃止に伴う改正

## 飛驒市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例

飛驒市コミュニティー施設条例（平成17年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市森林体験交流施設の部及び飛驒市神岡町北部会館の部を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（飛驒市使用料徴収条例の一部改正）
- 2 飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 公の施設の使用料(2)コミュニティー施設の表森林体験交流施設の部及び神岡町北部会館の部を削る。

飛騨市コミュニティー施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改 正 案				
本則・附則 略					本則・附則 略				
別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）					別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				
名称	位置	休館日	開館時間	使用料	名称	位置	休館日	開館時間	使用料
飛騨市高齢者活動・生活支援促進機械施設	飛騨市河合町羽根520番地1	略	略	略	飛騨市高齢者活動・生活支援促進機械施設	飛騨市河合町羽根520番地1	略	略	略
飛騨市森林体験交流施設	飛騨市河合町天生74番地				_____	_____			
飛騨市大無雁コミュニティーセンターの部～飛騨市坂下生活改善センターの部 略					飛騨市大無雁コミュニティーセンターの部～飛騨市坂下生活改善センターの部 略				
飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター	飛騨市宮川町杉原109番地				飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター	飛騨市宮川町杉原109番地			
飛騨市神岡町北部会館	飛騨市神岡町東茂住238番地				_____	_____			
以下 略					以下 略				

飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案									
本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設使用料 (1) 略 (2) コミュニティー施設							本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 (第2条関係) 1 公の施設使用料 (1) 略 (2) コミュニティー施設									
公の施設 の名称	区分	使用料					備考	公の施設 の名称	区分	使用料					備考	
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間		
		6:00 -	8:30 -	13:00 -	8:30 -	18:00 -				6:00 -	8:30 -	13:00 -	8:30 -	18:00 -		
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00			8:00	12:00	17:00	17:00	22:00			
高齢者活動・生活支援促進機械施設	第1研修室	円	円	円	円	円	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。	高齢者活動・生活支援促進機械施設	第1研修室	円	円	円	円	円	円	
	第2研修室	-	650	760	1,410	760			第2研修室	-	650	760	1,410	760		
森林体験交流施設	第1研修室	ニ	320	320	640	320	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。	_____	_____	-	_____	_____	_____	_____	_____	
	休憩室	ニ	320	320	640	320		_____	_____	-	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	第1研修室(和室)	ニ	320	320	640	320		_____	_____	-	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	第2研修室(和室)	ニ	320	320	640	320		_____	_____	-	_____	_____	_____	_____	_____	_____
大無雁コミュニティーセンターの部～坂下生活改善センターの部 略							大無雁コミュニティーセンターの部～坂下生活改善センターの部 略									
宮川町高齢者コミ	大会議室	-	1,540	1,740	3,280	1,740		宮川町高齢者コミ	大会議室	-	1,540	1,740	3,280	1,740		

資料

ユニティ ーセンタ ー	調理室		410	510	920	510	
	研修室 1		510	610	1,120	610	
	研修室 2		610	710	1,320	710	
	会議室		410	410	820	410	
神岡町北 部会館	小会議 室（1 階）	二	110	220	330	220	暖房を使用する場合は、使用料金の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	小会議 室（2 階）		110	110	220	110	
	大会議 室		650	760	1,410	760	
	大会議 室（半 面使用 ）		320	430	750	430	
以下 略							

ユニティ ーセンタ ー	調理室		410	510	920	510	
	研修室 1		510	610	1,120	610	
	研修室 2		610	710	1,320	710	
	会議室		410	410	820	410	
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
以下 略							

## 飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

### 1 改正の趣旨

コミュニティー施設の廃止に伴う改正

### 2 改正の内容

- (1) 飛騨市森林体験交流施設について、天生区に無償譲渡したいことから、行政財産を普通財産に移行するために当該条例から廃止する。
- (2) 飛騨市神岡町北部会館について、北部会館全館を東京大学へ研究施設として無償貸与したいことから、行政財産を普通財産に移行するために当該条例から廃止する。
- (3) 飛騨市コミュニティー施設条例から飛騨市森林体験交流施設及び飛騨市神岡町北部会館を廃止することに伴い、併せて飛騨市使用料徴収条例から同施設を利用するものが納入すべき使用料に係る規定を削る。

### 3 施行日 公布の日